文書番号:総法 第2022-184号

2022年12月27日

NECフィールディング株式会社

NECフィールディング

グリーン調達ガイドライン 第6版

(お取引先様向け)

目 次

| 1. はじめに | 2 |
|---|---|
| 2. 適用範囲 | |
| 3. 用語の説明 | |
| 4. お取引先様に対して要求する必須条件 | |
| 5. 調達品に要求する必須条件 | |
| 6. グリーン調達品の定義 | |
| 6. 1 NECフィールディング製品に組み込まれる調達品/NECフィールディング製品と | |
| 共に出荷される調達品 | 3 |
| 6. 2 その他事業用途の調達品 | 3 |
| 7. グリーン調達の <u>基準</u> | |
| 7. 1 お取引先様における環境保全活動 | |
| 7. 2 調達品に求める環境配慮(ソフト会社等ハード製品を納入しない場合は対象外) | |
| 8. お取引先様の環境保全活動の調査 | |
| 9. 附則 | 8 |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 8 |

1. はじめに

近年"循環型経済社会"の構築に向け、環境保全に対する企業の役割はますます重要になって参りました。弊社も、環境への対応を経営の最高課題の一つとして位置付け、事業を遂行しております。現在、環境保全活動の最重点課題の一つとして、"環境負荷を低減した製品(ソフト・サービスを含む)の提供"を推進しておりますが、この実現には、製品を構成する部品や材料などの環境負荷が低減されていることが不可欠であります。また、製品を製造・販売している企業の環境保全に対する経営姿勢もグリーン調達実現の重要な要素となります。NECフィールディングでは、環境保全に積極的な企業から、環境に配慮した製品を優先的に調達していきます。

本ガイドラインは、グリーン調達に関し、最低限遵守していただきたい【 必須条件 】、お取引先様の環境活動に取り込まれるよう配慮していただきたい《 要望事項 》を示しています。

【 必須条件 】を満足いただけない場合は、今後お取引を控えさせていただく場合がございます。

《要望事項》については、取り組み状況を確認させていただき、より積極的に取り組まれているお取引先様からの調達を優先いたします。なお、製品の要求仕様等により、本ガイドラインと異なる基準が必要な場合は、NECフィールディングが別途定める購入仕様書等で示します。

また、グリーン調達の基準は、今後の法規制や社会動向により適宜改訂いたします。

2. 適用範囲

NECフィールディングの事業遂行のため調達する製品のうち、必要と判断したすべてを対象とします。ここでいう製品とは、完成品(OEM品など)、ユニット、部品、部材、薬品、ガス、ソフト、サービス、及び、包装材などを指します。

3. 用語の説明

(1) EMAS:

Eco-Management and Audit Schemeの略。EUの環境管理・監査スキーム。

(2) エコアクション21:

環境省が中小事業者等へ普及推進を進める環境活動評価プログラム。環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価、環境報告をひとつに統合したもの。

(3) KES:

京都・環境マネジメントシステム・スタンダードの略。京都のアジェンダ21フォーラムKES認証 事務局が認証する中小企業向け環境マネジメントシステム。

(4) エコステージ:

一般社団法人エコステージ協会が認証する環境マネジメントシステムであり、ISO14001との整合性が高い。

(5) 環境影響物質:

NECフィールディングの定義では、環境や人の健康に影響を与える可能性のある物質で、法規制や自主基準により管理すべき物質。

(6) 製品環境アセスメント:

環境保全に配慮した、省資源、省エネルギー製品を世の中に提供するために、地球温暖化、資源循環、環境影響物質の排除等の環境設計コンセプトに基づき、開発設計の段階で環境を考慮した事前評価を行うこと。

4. お取引先様に対して要求する必須条件

NECフィールディングでは、調達する製品そのものの環境負荷の低減を考慮すると共に、製品を製造・販売している企業が、環境保全に積極的に取り組んでいるか否かを製品購入にあたり重要な判断要素と考えています。企業の環境保全への取り組み状況を確認し、次の(1)から(3)の内容をすべて満足したお取引先様から、製品を調達いたします。

(1) 環境マネジメントシステムの構築

製品を開発、製造、販売している工場、オフィス等において環境マネジメントシステムを構築していること。

- (2) 製造工程における使用禁止物質の不使用 (ソフト・サービス会社は対象外) NECフィールディングが指定する使用禁止物質 (表 1 参照) を製造工程内で使用しないこと。
- (3) 化学物質含有量調査へのご協力体制(ソフト会社等ハード製品を納入しない場合は対象外) 製品に含有する化学物質調査に対しご回答いただけること。

5. 調達品に要求する必須条件

環境汚染や人の健康障害の防止には、製品の使用時、廃棄・処分時に有害な物質が放出されることのないように、適正な処置を施す必要があります。生産材(NECフィールディング製品に組み込まれるユニット、部品、部材)については、調達する製品そのものの環境負荷低減が必要です。

環境や人の健康に被害を与える恐れのある物質について、生産材非含有により、弊社でのグリーン製品設計推進、廃棄処分の更なる適正化を図ります。この目的を達成するために、NECフィールディングが定める「含有禁止物質」、及び「条件付含有禁止物質」を含有しない完成品、ユニット、部品、部材、及び、包装材を調達いたします。対象となる物質(表1参照)の基準は、「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」(文書番号:総法2022-185号)にてご確認ください。

なお、ソフト会社等ハード製品を納入しない場合は対象外とします。

6. グリーン調達品の定義

6. 1 NECフィールディング製品に組み込まれる調達品/NECフィールディング製品と共に出荷される調達品 NECフィールディング製品に組み込まれる調達品については、4項の必須条件を満足したお取 引先様から調達し、5項の必須条件を満足した製品を「グリーン調達品」とします。

6.2 その他事業用途の調達品

ソフト、サービス、薬品、ガスおよび設備等(社内)については、お取引先様が本グリー

ン調達ガイドライン 4項「お取引先様に対して要求する必須条件」(1)および7.1項を満たすことを「グリーン調達品」の基準とします。なお、薬品、ガス、及び、設備(社内)については、調達時に環境面の事前評価(化学物質事前評価、設備事前評価)を行います。

7. グリーン調達の基準

NECフィールディングでは、調達品を製造・販売しているお取引先様の環境保全に対する取り組みと、調達品そのものの環境配慮について、それぞれ【必須条件】、《要望事項》として要求します。お取引先様の選定にあたり、それら要求への対応状況を判断基準とします。

7.1 お取引先様における環境保全活動

(1)環境マネジメントシステムの構築 【 必須条件 】

製品の最終生産または包装を行う工場及びオフィスにおいて、環境マネジメントシステム(EMS)を構築してください。EMSは、国際規格 [ISO14001、EMAS]、その他の第三者認証(エコアクション21、KES、エコステージ等)の取得が望まれます。自社でEMSを構築の場合は、次の①から⑥の項目を含んだEMSを構築してください。なお、製品設計ならびに生産会社においては、含有化学物質の管理体制もEMSの範囲に含めてください。

- ①環境方針の策定
- ②環境管理責任者と環境管理組織体制の設置
- ③環境関連法規制の把握と遵守
- 4環境目的、目標、計画の策定と実施
- ⑤従業員に対する環境教育の実施
- ⑥法遵守状況、及び環境活動状況の定期的な確認
- (2) 製造工程で使用する環境影響物質の管理(ソフト・サービス会社等製造工程が無い場合は対象外)

製造工程で使用する環境影響物質について、以下の①②の区分に従い管理してください。 環境影響物質の指定は表 1 によります。

①使用禁止物質の不使用【必須条件】

NECフィールディングの調達品の製造工程に「使用禁止物質」(表1参照)を使用しないこと。NECフィールディングでは本物質を製品の製造に使用しているお取引先様からは、原則調達いたしません。ただし、冷媒または消火用途は対象外とします。

②使用回避物質 の全廃努力《要望事項》

NECフィールディングの調達品の製造工程に「使用禁止物質」(表 1 参照)を使用している場合は、全廃に向けた自主的な削減目標を設定し、全廃に努めてください。

表 1 製造工程における環境影響物質

| 分類 | No. | 物質群名称 | CAS | 主な関係法令等 | | NEC 要求 |
|------------|-----|---------------------------|---------|------------------------|---------------------------|-----------|
| 使用禁止 物質 | 1 | CFC (クロロフルオロカーボン) | _ | 1996.1~全廃 | モントリオール 議定書 オゾン層保護法 | |
| | 2 | 1, 1, 1 トリクロロエタン | 71–55–6 | 1996.1~全廃 | | 使用禁止 |
| | 3 | 四塩化炭素 | 56-23-5 | 1996.1~全廃 | | |
| | 4 | ハロン | _ | 1994.1~全廃 | | |
| | 5 | HBFC (ハイドロブロモフルオロカーボン) | _ | 1996.1~全廃 | | |
| | 6 | 臭化メチル | 74-83-9 | 2005.1~全廃 | | |
| 使用回避 物質 | 1 | HCFC | _ | 2020.1~全廃 ^注 | モントリオール | 全廃 |
| | | (ハイドロクロロフルオロカーボン) | | 1 | 議定書 | 努力 |

注1) モントリオール議定書に於ける、先進国規制スケジュール(1998年12月発効)

(3) 調達品に含有される化学物質の調査回答【 必須条件 】

NECフィールディングからの要求により調達品に含有されている化学物質情報が回答できるよう、含有化学物質情報の収集・データ作成等の管理をしてください。

(4) 製品環境アセスメントの実施 《 要望事項 》

製品を設計している場合、環境保全に配慮した、省資源、省エネルギー製品を世の中に提供するために、地球温暖化、資源循環、使用禁止物質や使用回避物質の排除等の環境設計コンセプトに基づき、開発設計の段階で環境を考慮した製品環境アセスメントを実施し、製品の環境負荷低減に努めてください。ただし、ソフト、サービスなどの無形品は対象外とします。

(5) 気候変動への対策 《 要望事項 》

NECグループでは、持続可能な経営基盤を構築するために、サプライチェーン全体で気候変動に対し「緩和」と「適応」の両面から対策しています。サプライチェーンの一部を担うお取引 先様におかれましても、「緩和」と「適応」の両面からの気候変動対策(下記①、②参照)を行ってください。

また、サプライチェーン全体で気候変動対策を実現するために、お取引先様の上流のサプライヤー様へ気候変動対策の働きかけを行い、必要に応じて指導・助言をお願いします。

①「緩和」: 温室効果ガスの排出量削減 温室効果ガスの排出量削減目標を設定し、省エネ・節電活動、業務効率化などの視点から具体的な対策を計画的に推進してください。

②「適応」: 気候変動の影響への備え

気候温暖化の進展に伴い、異常気象による洪水や浸水、強風、水資源不足等の被害拡大が見込まれています。お取引先様の事業及びサプライチェーンに対する影響を評価して、事業継続の視点から計画的な対策を行ってください。なお、気候変動に伴うリスクの詳細については、「IPCC第5次報告書の概要」(環境省)を参照ください。

http://www.env.go.jp/earth/ipcc/5th/pdf/ar5_wg2_overview_presentation.pdf

(6) 地球環境保全への取り組み 《 要望事項 》

気候変動以外の地球環境保全への取り組みとして次の①から⑧の項目に取り組んでください。

①温室効果ガスの削減

製品の製造工程、及び事業活動から排出される温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減や、使用が規制されているフロンの削減、全廃に取り組んでください。

②水使用量の削減

製品の製造工程やお取引先様の事業活動の中で使用する水の使用量の削減に取り組んでく ださい。

③廃棄物の排出量削減

製品の製造工程やお取引先様の事業活動から排出される廃棄物の削減、廃棄資源の 再利用に取り組んでください。

④化学物質の管理

製品の製造工程で使用する化学物質の適切な保管・使用量等の管理、及び使用量の削減に取り組んでください。

⑤資源消費量の削減

製品に使用する資源の使用量削減や、製品の製造過程で消費する電力、ガスなど、 資源の削減に取り組んでください。

⑥包装・梱包材の環境負荷削減

製品の包装・梱包材の使用量の最小化、繰り返し再使用可能な梱包構造の採用に取り組んでください。

- ⑦環境影響評価(大気汚染防止、水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止等) 製品の製造工程や、事業活動から事業所の近隣・住民等へ影響を与えないように、必要な処 置をとると共に、定期的にこれらの測定・監視に取り組んでください。
- ⑧生物多様性保全の取り組み

生物多様性に関して従業員の理解を促進すると共に、事業所内・外の希少な動植物の保全を 従業員や近隣・自治体などと連携して取り組んでください。

(7) グリーン調達の実施 《 要望事項 》

NECフィールディングが要求しているグリーン調達基準を踏まえたグリーン調達の取り組みをお願いします。

(8)情報開示 《要望事項》

お取引先様の製品に関する環境配慮情報や、お取引先様における環境保全の取り組み状況など を積極的に開示してください。

- 7.2 調達品に求める環境配慮(ソフト会社等ハード製品を納入しない場合は対象外)
 - (1)製品に含有される環境影響物質の適正管理 【必須条件】

NECフィールディングでは、国内外の法規制、または弊社の自主規制により、製品に含有することを禁止する「含有禁止物質」や、一定の制限のもと製品に含有することを禁止する「条件付含有禁止物質」を指定しています。それぞれの条件を順守してください。

基準については、「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」(文書番号:総法2022-185号)の記載どおりです。

また、当社が必要と認めたものについては、各社で管理している「含有管理物質」を確認させて

いただきます。

(2) 省資源、省エネルギー 《 要望事項 》

次の①から③の視点を考慮し、資源やエネルギー消費が少なくなるよう、設計してください。

- ①使用時・待機時の消費電力が少ないこと
- ②小型、軽量化が図られていること
- ③希少資源の使用量が少ないこと
- (3)長期使用可能 《要望事項》

修理や部品交換が容易で、長期間の使用が可能となるよう設計してください。

(4) 再使用部品、再生素材の使用 《 要望事項 》 可能な限り、再使用部品や再生素材を使用してください。

(5) リサイクルの容易性 《要望事項》

リサイクルしやすい素材を使用し、使用素材毎に分離・分解が容易な設計がなされ、原料としてリサイクルが可能な設計をお願いします。

(6) プラスチック材料名表示 《 要望事項 》

25g以上のプラスチック材料からなる成型部品は、以下のJIS規格に従った材料名の記号を表示してください。また、25g未満の場合でも可能な限り表示してください。

- ① JIS K 6899-1 (IS01043-1:2011) 「プラスチックー記号及び略語ー第 1 部:基本ポリマー及びその特性
- ② JIS K 6899-2 (IS01043-2:2011) 「プラスチック-記号及び略語-第2部:充填材および強化材」
- ③ JIS K 6899-3 (ISO1043-3:1996) 「プラスチックー記号及び略語ー第3部:可塑剤」
- (4) JIS K 6899-4 (IS01043-4:1998) 「プラスチックー記号及び略語一第4部:難燃剤」
- (5) JIS K 6999 (IS011469:2000) 「プラスチックープラスチック製品の識別及び表示」

8. お取引先様の環境保全活動の調査

7項「グリーン調達の基準」に基づき、お取引先様の環境保全活動における温室効果 ガスの排出量削減目標や排出実績、気候変動への対策(7.1 参照)、及び調達品の環境配慮 (7.2 参照)の取り組みについて、必要に応じ、弊社が選定するお取引先様に対して確認させていただきます。

<調査内容>

J

- ①環境マネジメントシステムの構築 【必須条件】
- ②製造工程における使用禁止物質の不使用【 必須条件 】
- ③調達品に含有する化学物質の調査回答 【 必須条件 】
- ④調達品への含有禁止物質、及び条件付禁止物質の非含有【 必須条件 】
- ⑤ 気候変動への対策 《 要望事項 》
- ⑥地球環境保全への取り組み《 要望事項 》

なお、上記情報に変更があった場合、速やかに最新の情報を弊社担当部門へ提出をお願いします。

9. 附則

契約、覚え書き、購入仕様書等におけるグリーン調達に関する条項は、本ガイドラインのほかに個別仕様を必要に応じ、追加する場合があります。その場合、個別仕様を優先いたします。 ご提供いただいた情報は弊社の規定に基づき、機密保持の管理を致します。

改版履歴

- 第2版の改定内容 (2005年5月)
 - ・ソフト及びサービス会社の対象外部分の注記を追加
 - 含有物質管理の重要性を明記
 - 製造工程禁止物質追加(回避物質から移行:臭化メチル)
 - ・ 含有物質基準を改定(対象物質、カテゴリー分け等)
 - ・含有物質基準については、別資料の「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」やJGPSSIガイドラインを引用し、重複箇所を削除
- 第3版の改定内容(2006年8月)
 - ・お取引先様単位での確認手段を「調査票」から「環境管理システム構築報告書」および「化学物質管 理宣言」へ変更
- 第4版の改定内容(2007年3月)
 - ·文書番号「環 第18-115号」の採番
- 第5版の改定内容(2012年3月)
 - ・表2に含有禁止物質の追加(6物質)と、おもな法規制を記載
 - ・地球環境保全への取り組みに、生物多様性保全を追加
 - ・プラスチック材料名表示のJIS規格を追加
- 第6版の改定内容(2022年12月)
 - ・サプライチェーンCSR調達ガイドライン第7版をもとに全面見直し
 - ・「表2 製品に含有する環境影響物質」削除(「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」のみでの記載とする)
 - ・文書番号を「総法 第2022-184号」に変更

【発行元】

NECフィールディング株式会社 〒108-0073 東京都港区三田一丁目4番28号 調達部 050-3146-4313 発行 2022年 12月